

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件

○環境省告示第二十一号（平成二十一年五月七日）

昭和四十六年三月農林省告示第二百四十六号（農薬取締法第二条第一項第四号から第七項までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

表2-クロロ6'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-アセト-O-トルイジド（別名メトラクロール）並びに（S）-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド（80%-100%）及び（R）-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド（20%10%）（別名S-メトラクロール）の項の次に次のように加える。

3-ドデシル-1, 4-ジヒドロ-1, 4-ジオキソ-2-ナフチル=アセタート（別名アセキノシル）	0.39 μ g/1
3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド（別名イソチアニル）	97 μ g/1
1-ナフチル=メチルカルバマート（別名カルバリル又はNAC）	1.6 μ g/1
（RS）-2-(2, 4-ジクロロ-m-トリルオキシ)プロピオンアニリド（別名クロメプロップ）	36 μ g/1
2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸（別名ジカンパ又はMDBA）、2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸カリウム（別名ジカンパカリウム塩又はMDBAカリウム塩）及び2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸ジメチルアミン（別名ジカンパジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩）	2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸（別名ジカンパ酸又はMDBA酸）として8,800 μ g/1
N, N-ジメチル-1, 2, 3-トリチアン-5-イルアミンシュウ酸塩（1:1）（別名チオシクラムシュウ酸塩又はチオシクラム）	1.9 μ g/1
（RS）- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=（S）-2（4-ジフルオロメトキシフェニル）-3-メチルプチラート（別名フルシトリネート）	0.0055 μ g/1
（RS）-2-ブロモ-N-(α , α -ジメチルペンジル)-3, 3-ジメチルプチルアミド（別名プロモプチド）	480 μ g/1